

# 鹿児島県漁業調整規則に基づく内水面水産動植物の採捕許可に関する取扱方針

本県内水面における水産資源の保護培養，有効利用及び漁業秩序の維持を図るため，鹿児島県漁業調整規則（以下「規則」という。）第 32 条に規定する採捕の許可については，この方針の定めるところによる。

## 1 許可対象者

許可対象者は，本県に住所を有する者であって，漁業に関する法令を遵守する精神を有する者とする。また，さし網・袋網・やなを行うものについては，自家用に採捕する者とする。

## 2 許可の有効期間

許可の有効期間は，1 年未満とする。

## 3 採捕の期間

採捕の期間は次のとおりとする。

- (1) 河川において，あゆを対象とするものについては，6 月 1 日から 10 月 31 日までの間とする。
- (2) もくずがにを対象とするものについては，9 月 1 日から 11 月 30 日までの間とする。  
ただし，北緯 29 度以南については，11 月 1 日から翌 1 月 31 日までの間とする。
- (3) あゆ，もくずがに以外の水産動植物の採捕については，必要に応じて，内水面漁場管理委員会の意見をきいて定める。

## 4 採捕の区域

- (1) 採捕の区域は，原則として，その者が住所を置く市町村管内の河川（本流及び支流）湖沼と，それら河川湖沼と同一水系の区域以外は認めない。
- (2) ただし，（1）以外でも次の場合には許可をすることができる。
  - ① 内水面漁場管理委員会が判断した場合
  - ② 採捕区域の存する市町村長の支障ない旨の意見が得られた場合

## 5 条 件

### (1) 漁具・漁法の制限

- ① もくずがにを対象とするふくろ網
  - (ア) 使用できる網は，2 統以内とする。
  - (イ) 網口は，3 メートル以内とする。
  - (ウ) 漁具を設置する場合は，河川流幅の 2 分の 1 以上を遮断してはならない。
- ② さし網，固定式さし網
  - (ア) 使用できる網は河川においては 1 統，湖沼においては 2 統までとする。
  - (イ) 網の長さは河川においては 20 メートル以内，湖沼においては 100 メートル以内とする。
- ③ えり
  - (ア) 1 湖沼においては 1 経営体当たり 1 許可とする。
  - (イ) 採捕区域（えりの設置区域面積）の総量の限度は別表の通りとする。
  - (ウ) 1 月は，身網を設置してはならない。
- ④ その他の漁具・漁法については，必要に応じて，内水面漁場管理委員会の意見を聞いて定める。

- (2) 採捕に際しては，漁具に許可番号及び住所，氏名を記入した標識を設置しなければならない。

(3) 許可を受けた者は、採捕終了後速やかに別記様式による採捕実績報告書を提出しなければならない。

#### 6 指定希少野生動植物の採捕許可

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例第 11 条に定める指定希少野生動植物を対象とする採捕許可は行わない。

ただし、同条例第 12 条に基づく捕獲等の許可を受けた場合は除く。

#### 7 許可の申請

採捕の許可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して申請するものとする。

- (1) 申請者が個人の場合、住民票の写し
- (2) 申請者が法人の場合、登記事項証明書
- (3) 申請理由書
- (4) 漁具・漁法説明書
- (5) 採捕区域図
- (6) 採捕区域の市町村長の意見書
- (7) その他知事が必要と認める書類

#### 8 その他

(1) 共同漁業権がなく、人為的に放流等の措置をとらなければ資源の維持管理が図られないと考えられる湖沼（別表）については、内水面漁場管理委員会の意見を聞いた上で増殖を義務づけることがある。

(2) 採捕区域の市町村長から、資源の維持管理を図る目的で、採捕区域、漁具・漁法、漁具数等に対する意見があった場合は、その内容を内水面漁場管理委員会の意見を聞いた上で許可の制限又は条件に加えることがある。

#### 附則

この方針は、平成 2 年 11 月 1 日から施行する。

この方針は、平成 8 年 3 月 11 日から施行する。

この方針は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この方針は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この方針は、平成 16 年 7 月 5 日から施行する。

この方針は、平成 23 年 10 月 28 日から施行する。

この方針は、平成 28 年 11 月 11 日から施行する。

別 記

# 採 捕 実 績 報 告 書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所  
氏 名

印

下記のとおり, による採捕実績を報告します。

記

月	採捕の区域	採捕日数	漁獲物の種類	採捕数量
4月		日		kg
5月		日		kg
6月		日		kg
7月		日		kg
8月		日		kg
9月		日		kg
10月		日		kg
11月		日		kg
12月		日		kg
1月		日		kg
2月		日		kg
3月		日		kg
計		日		kg

別 表

水産動植物の採捕許可に関する取り扱い方針 5 に規定する湖沼

湖沼名	面積	えり網設置区域	所在市町村	その他
池田湖	10,910,000 m <sup>2</sup>	109,000 m <sup>2</sup>	指宿市	
鰻池	1,200,000 m <sup>2</sup>	12,000 m <sup>2</sup>	指宿市	
大隅湖	1,040,000 m <sup>2</sup>	10,400 m <sup>2</sup>	鹿屋市	